

所定疾患施設療養費 算定状況(令和7年度)

当苑における所定疾患施設療養費（1）の算定状況を報告いたします。

尿路感染症 4件（治療日数 16日）

肺 炎 2件（治療日数 14日）

所定疾患施設療養費（1）について

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症等、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されるものです。

算定要件

- ① 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として、投薬、検査、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定できる。
- ② 対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - ・ 肺炎（検査を実施した場合のみ）
 - ・ 尿路感染症（検査を実施した場合のみ）
 - ・ 带状疱疹
 - ・ 蜂窩織炎
 - ・ 慢性心不全の憎悪（注射または酸素投与等の処置を実施した場合のみ）
- ③ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- ④ 当該加算算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和8年4月 介護老人保健施設光生リハビリ苑